

**第4回 象牙取引規制に関する有識者会議
西野亮子委員 資料**

各国・地域の象牙取引に関する法規制概要

各国・地域の象牙取引に関する法規制概要

1. 中国

<2017 年末～狭い例外を除く取引停止>

- 2016 年 12 月 30 日に市場閉鎖を発表
- 2017 年 3 月 31 日まで一部の店舗や工場を閉鎖、2017 年 12 月末をもって国内取引を全面禁止

象牙取引禁止の例外

- 博物館や美術館における非商業目的の展示(合法性の証明された象牙のみ)
- 合法性の証明された象牙アンティーク美術品(1949 年より前に製造)に限り、登録されたオークション取引所における取引
- 個人所有の象牙の相続や贈与

★事業者が所有する在庫等の扱いの規定はないものの、彫刻師の代替事業など技術の転用支援を実施している

2. 香港

<2021 年末～狭い例外を除く取引停止>

- 2016 年 6 月に市場閉鎖に向けた 3 ステップの措置が議会で承認
- 2018 年 1 月に 2021 年末までに域内取引の停止が法制化
 - ✓ ステップ1:即時→ハンティングトロフィーおよび条約後(1976 年)の象牙の輸入および再輸出の禁止
 - ✓ ステップ2:3 カ月後→条約前(アンティークを除く)の象牙の輸入・再輸出の禁止、条約前象牙の商業目的の所有について、条約後の象牙と同じ許可制とする
 - ✓ ステップ3:2021 年 12 月 31 日→条約前後ともに商業的な象牙の所有を禁止。所有については、アンティーク(1925 年)のごく例外的なケースに限る。

3. タイ

<2015 年～アフリカゾウ象牙の所持・取引の完全禁止、アジアゾウ国内取引の厳格な管理(所有象牙の全登録を含む)>

- 2015 年からアフリカゾウの象牙の所持と取引を禁止し違法行為とした(60 日以内にアフリカゾウの象牙を提出すれば違法行為に問われない措置)
- 2015 年 1 月にアジアゾウの全国一斉登録のための法律を施行。4 万人以上が 670,894 の象牙を登録。
- アジアゾウの国内取引については、許可が必要。商業、非商業目的を問わずすべての所有象牙の登録が義務付けられている

4. アメリカ

<2016年7月～狭い例外を除く商業取引のほぼ全面禁止>

- 2014年2月に野生生物の違法取引に対する国家戦略を策定、商業的な象牙取引のほぼ全面禁止(near total ban)を表明
- 2016年7月から国レベルで取引停止が発効(★州内の取引は州ごとに異なる)

連邦法での象牙取引禁止の例外

- アンティーク製品
 - 100年以上
 - 1973年12月27日以降に修復されていないこと
 - アンティークとして輸入されたもの
- 僅少品
 - 1990年1月18日より以前に輸入されたもの/CITESに基づいて輸入されたもの
 - 象牙の価値が製品の50%を超えないもの
 - 象牙の体積が製品の50%を超えないもの
 - 象牙の占める総重量が製品の200gを超えないもの
 - 2016年7月6日以前に製造されたもの

州法での象牙取引禁止の例外(抜粋)

- アンティーク製品
 - 100年以上
 - 楽器の一部をなすもの
 - 象牙の体積や重量の占める割合を定めている
製品の5%、15%、20%、200g未満など(州によって様々)
※いずれも所有者/販売者が証明する必要がある
- 非商業目的のもので、
 - 教育・学術目的
 - 相続による所有権の移転

州内取引禁止が採択された州:

カリフォルニア州, ニューヨーク州, ワシントン州, オレゴン州, ニュージャージー州, ハワイ州, ネバダ州, ニューハンプシャー州, イリノイ州, ミネソタ州, ニューメキシコ州, バーモント州 ※市レベルでワシントン DC

州内取引禁止を検討している/された経緯のある州:(議会で棄却された州を含)

アーカンソー州, コネチカット州, フロリダ州, アイオワ州, メリーランド州, マサチューセッツ州, オクラホマ州, ロードアイランド州, デラウェア州, ミシガン州

5. イギリス

<狭い例外を除く取引禁止の法律採択>

- 2018年12月に象牙法が承認される(商業利用の全面禁止)
- 施行開始についての議論が継続中
- 2020年5月、象牙法に異議を唱えた事業者による裁判が棄却される
- 2021年3月9日より、象牙法施行に関する協議が開始される(~8週間)

採択された象牙法での取引禁止の例外

- 僅少品(体積で10%以下かつ1947年より前に製造)
- 楽器(象牙の部位が20%未満かつ1975年より前に製造)
- ミニチュアポートレート(1918年より前に製造)
- 最も希少で価値のある製品の代表的なもの(1918年より前に製造)
- 博物館での利用

6. EU

<アンティーク象牙以外の取引には政府の証明書が必要、追加規制の必要性を検討中>

- 商業目的の象牙のEU内取引および再輸出は原則禁止
- 2017年7月1日から未加工象牙に対する再輸出許可発行が停止
- 2021年1月、象牙取引禁止の法案を発表(春までに法案を採択予定で審議中)

審議中の法案での域内取引禁止の例外

- アンティーク(1947年より前に製造されたもの)
※証明書が必要(審査に基づきケースバイケースで発行される)
- 楽器(1975年以前のもの)
※証明書が必要(審査に基づきケースバイケースで発行される)
- 楽器の修繕に用いられるもの
※1回限りで、特定の認定書が必要

参考資料

Ivory Trade in Japan: A Comparative Analysis (Global Rights Compliance, 2019)

https://www.wwf.or.jp/activities/data/20190508_wildlife01.pdf

What Can I Do With My Ivory? (USFWS)

<https://www.fws.gov/international/travel-and-trade/ivory-ban-questions-and-answers.html>

UK's world-leading ivory ban moves step closer (GOV. UK, 2021)

<https://www.gov.uk/government/news/uks-world-leading-ivory-ban-moves-step-closer>

Commission proposes new measures to ban trade in ivory (EU Commission, 2021)

https://ec.europa.eu/environment/news/commission-proposes-new-measures-ban-trade-ivory-2021-01-28_en

Draft revised GUIDANCE DOCUMENT EU regime governing trade in ivory

https://ec.europa.eu/environment/cites/pdf/draft_revised_guidance_doc_ivory_trade.pdf

米国州法による象牙の州内取引規制（トラ・ゾウ保護基金まとめ, 2021）

	ニューヨーク州法	ワシントン州法	カリフォルニア州法	オレゴン州法
象牙の範囲	<ul style="list-style-type: none">・ゾウ、マンモス・未加工のもの、加工されたものを含む。	<ul style="list-style-type: none">・ゾウ・未加工のもの、加工されたものを含む。	<ul style="list-style-type: none">・ゾウ、マンモス、マストドン（象牙と同じ用途に使われる牙・歯で規制対象となるもの：カバ、セイウチ、イボイノシシ、クジラ、イッカク）・未加工のもの、加工されたものを含む。・象牙を含むと広告されているものを含む。	<ul style="list-style-type: none">・ゾウ（象牙と同じ用途に使われる牙・歯で規制対象となるもの：クジラ）・未加工のもの、加工されたものを含む。

<p>禁止行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・販売、販売の申し出、購入、売買 (trade)、交換、物の占有状態をそのままに所有権だけを移転させる行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売、販売の申し出、購入、売買 (trade)、交換、物の占有状態をそのままに所有権だけを移転させる行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・購入、販売、販売の申し出、販売の意図に基づく所持、販売の意図に基づく輸入 	<ul style="list-style-type: none"> ・購入、販売若しくは交換又はそれらの行為の申し出
<p>商業目的で取引を許す禁止の狭い例外</p>	<p>◇真正な骨董 (アンティーク) の一部をなす象牙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・象牙の体積が骨董全体の20%未満 ・真正な骨董であることの所有者又は売主による立証：当時の (historical) 文書によって、出所 & 100 年以上前のものであることを証明。 <p>◇楽器の一部をなす象牙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・州の担当部局の求めがあった場合の所有者又は売主による立証：当時の文書によって、当該楽器の出所 & 1975 年以前に製造されたものであることを証明。 	<p>◇真正な骨董 (アンティーク) の一部をなす象牙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・象牙の体積が骨董全体の15%未満 ・真正な骨董であることの所有者又は売主による立証：当時の文書によって、出所 & 100 年以上前のものであることを証明。 <p>◇楽器の一部をなす象牙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・象牙の体積が楽器全体の15%未満 	<p>◇真正な骨董 (アンティーク) の一部をなす象牙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・象牙の体積が骨董全体の5%未満 ・真正な骨董であることの所有者又は売主による立証：当時の文書によって、出所 & 100 年以上前のものであることを証明。 <p>◇楽器の一部をなす象牙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・象牙の体積が楽器全体の20%未満 ・所有者又は売主による立証：当時の文書によって、当該楽器の出所 & 1975 年以前に製造されたものであることを証明。 	<p>◇真正な骨董 (アンティーク) の一部をなす象牙 (骨董の全体を構成することなくかつ主要部分ともならず、それに固定されたもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・象牙の重量が 200g 未満 ・真正な骨董であることの所有者又は売主による立証：当時の文書によって、出所 & 100 年以上前のものであることを証明。 <p>◇楽器の一部をなす象牙 (楽器に固定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・象牙の重量が 200g 未満 ・合法的に取得されたもの
<p>非商業目的で取引を許す禁止の狭い例外</p>	<p>◇真正な教育若しくは学術研究目的</p> <p>◇一定の博物館への譲渡し等の目的</p> <p>◇相続人等 (信託受益者、受贈者を含む) への所有権の移転</p>	<p>◇真正な教育若しくは学術研究目的</p> <p>◇一定の博物館への譲渡し等の目的</p> <p>◇相続人等 (信託受益者、受贈者を含む) への所有権の移転</p> <p>◇連邦政府、州政府又は地方府の法執行目的</p>	<p>◇一定の教育又は学術研究機関による取引</p> <p>◇連邦政府又は州政府の法執行目的</p> <p>◇連邦法に基づき適用除外又は許可等された取引</p>	<p>◇一定の教育・学術研究機関による取引 (2017 年 7 月 1 日以前に効力を生じた贈与契約書等を要する。)</p> <p>◇連邦法に基づき許可された取引</p> <p>◇相続人等 (信託受益者、受贈者を含む) への所有権の移転</p> <p>◇連邦の認知する先住民族に登録した構成員による占有</p>

<p>例外とされた象牙の取引に関する手続</p>	<p>・州は、例外とされた象牙の取引について、免許又は許可をすることができる。</p>	<p>・州内取引は、連邦法又は（州による）許可により権限に基づくものとなる。</p>		<p>・州は、一定の要件を満たした教育・学術研究機関による、若しくはこれに対する上記販売について、許可をすることができる。また、それらの機関の遵守事項も具体的に定められている。</p>
<p>引用した法令</p>	<p>New York State Environmental Conservation Law 11-0535-a</p>	<p>Washington Animal Trafficking Act RCW 77.15.135 https://app.leg.wa.gov/rcw/default.aspx?cite=77.15.135</p>	<p>Fish and Game Code Article 2022 https://leginfo.ca.gov/faces/codes_displaySection.xhtml?lawCode=FGC&sectionNum=2022.</p>	<p>Wildlife Trafficking Prevention Act, Section 498.021 and Section 498.022 of Oregon Revised Statutes</p>
<p>・罰則の定め方：カリフォルニア州の例（抄）。 - \$1,000 以上であって、\$10,000 と象牙の総価額の 2 倍のうち高い金額以下の罰金、もしくは 30 日以下の懲役、またはそれらの併科に処せられる（犯行にかかわる象牙の総価額が\$250 以下で、かつ 1 度目の有罪判決となる場合）。 - \$10,000 以上であって、\$50,000 と象牙の総価額の 2 倍のうち高い金額以下の罰金、もしくは 1 年以下の懲役、またはそれらの併科に処せられる（犯行にかかわる象牙の総価額が\$250 を超え、かつ 2 度目以上の有罪判決となる場合）。 ・米国の州のうち、ここで示した 4 州以外に州内の象牙取引を禁止しているものに、ニュージャージー州、ハワイ州、ネバダ州、ニューハンプシャー州、イリノイ州、ミネソタ州、ニューメキシコ州、バーモント州（2022 年施行予定）があり、市レベルではワシントン DC がある（2021 年 1 月時点）。</p>				